

京都府立大学学術報告投稿規程

| | | | |
|-------|-----|----|----|
| 1968. | 8. | 6 | 制定 |
| 1991. | 8. | 29 | 改正 |
| 1997. | 7. | 11 | 改正 |
| 2000. | 10. | 10 | 改正 |
| 2002. | 10. | 10 | 改正 |
| 2005. | 6. | 20 | 改正 |
| 2008. | 4. | 1 | 改正 |
| 2009. | 5. | 8 | 改正 |

(趣旨)

第1条 この規程は京都府立大学学術報告（以下「学術報告」という。）への投稿に必要な事項を定めるものとする。

(発行形態)

第2条 学術報告は「人文」、「公共政策」、「生命環境学」の3分冊で刊行する。

(発行回数)

第3条 発行は、年1回12月に発行する。ただし、学術報告委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めた場合には、臨時に発行することができる。

2 臨時に発行する場合の投稿規程は、委員会が別に定める。

(投稿資格)

第4条 学術報告に投稿できる者は次のとおりとする。

- (1) 本学の常勤教職員
- (2) 委員会が適当と認めた者

(原稿の種類)

第5条 学術報告に掲載する原稿（以下「論文等」という。）は、次の各号による内容とし、その内容が学問の分野の見地から興味があり、かつ有意義なものに限る。

- (1) 他誌に未掲載の学術論文（原著論文）
- (2) 総説：研究・技術動向に関する評論・解説
- (3) 研究ノート：研究の中間報告、実践的事例研究、調査報告、覚書、新しい研究方法についての報告及び有益な資料の紹介等
- (4) 委員会が適当と認めたもの

(使用言語)

第6条 使用言語は次のとおりとする。

- (1) 日本語
- (2) 英語
- (3) 英語以外の外国語で、委員会が認めたもの

(投稿原稿の数)

第7条 投稿は1人1編とする。ただし、共著者の場合で代表者以外であればこの限りでない。

(原稿の制限)

第8条 本文、要旨、図、表、謝辞を含め刷り上り総ページ数を次のとおりとする。

- (1) 学術報告 人文 60ページ以内
- (2) 学術報告 公共政策 60ページ以内
- (3) 学術報告 生命環境学 30ページ以内

2 前項の制限を超える原稿は、委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「学術報告作成要領」により作成する。

2 原稿はワードプロセッサを使用して作成したものとする。

(原稿の提出)

第10条 印字原稿(図表、写真を含む。)及びフロッピーディスク等デジタルデータ原稿(原則として図表、写真を含む。)に別紙「京都府立大学学術報告投稿票」を添付し、所属の学術報告委員(以下「委員」という。)に提出する。

(原稿提出の締切)

第11条 原稿締切日は毎年10月1日とする。

2 前項の提出日が土曜日又は日曜日の場合は、直後の月曜日を提出日とする。

(原稿の採択)

第12条 委員会は、予算の範囲内において原稿を採択し、登載順序を決める。ただし、委員会が必要と認めるときは、予算の範囲内を超えて原稿を採択することができる。

2 委員会は、採択した原稿についても、字句の修正を求めることがある。

(受理年月日)

第13条 採択した論文等には受理年月日を明記する。

2 受理年月日は、委員が原稿を受け取った年月日とする。

(校正)

第14条 校正は投稿者校正とする。

2 校正回数は、原則として2校で校了とする。

3 校正期間は、初校は5日以内、2校は2日以内とする。投稿者不在の場合は、代理校正者を定め、委員会に届けなければならない。

4 校正の際、内容、文章の訂正をすることはできない。

5 note added in proofは論文の末尾におくことができる。

(経費の負担)

第15条 掲載に要する経費は委員会予算によるものとする。ただし、経費の総額が予算を超過したときは、次により負担するものとする。

(1) 制限ページ数を超過した場合の印刷経費、カラー印刷等特殊な印刷を希望する場合の製版経費を投稿者負担とする。

(2) 前号の負担額を控除してもなお予算額を超過する場合は、超過額をページ数(制限ページ数を超過した場合は制限ページ数)で按分して算出した額を投稿者負担とする。

(別刷の贈呈)

第16条 別刷は1論文につき、人文及び公共政策は30部、生命環境学は50部を贈呈する。

2 前項の部数を超過して希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権等)

第17条 掲載された論文等の著作権は著者に帰属する。

2 採択された論文は「京都府立大学学術報告」として出版するとともに、電子化し、委員会が適切と認めるネットワーク上・電子メディア等において公開することができる。

(規程の改廃)

第18条 この規程改廃は委員会が行う。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の学術報告から適用する。

2 この規程は、平成21年5月8日から施行し、平成21年度の学術報告から適用する。